

東吾妻町立坂上小学校 いじめ防止基本方針

【 坂上小の目指す姿 】

- 児童が安心して楽しく学べる学校
- 保護者が児童を安心して通わせられる学校
- 地域から信頼される学校

1 いじめに対する基本的な考え方

① いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

② いじめに対する認識

- ・ いじめは人権侵害であり、場合によっては犯罪行為であることを理解し、「いじめを絶対許さない学校」をつくる。
- ・ だれよりもいじめる側に非があり、いじめられている児童の立場に立ち、絶対に守り通す。
- ・ いじめる側の児童に対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
- ・ 自校にも「いじめ」が存在するという問題意識を常にもち、いじめ防止に不断の努力を行う。
- ・ 被害及び加害双方の保護者との信頼関係をつくり、地域や関係機関との連携協力に努める。
- ・ けんかやふざけあいであっても、背景の事情調査を行い、判断する。

③ いじめの態様

- ・ 冷やかしやからかい、悪口、嫌なことを言われる。
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・ わざとぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。（または、意図的に強く行為を及ぼす）
- ・ 金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・ インターネット等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

④ いじめの構造

いじめは、単にいじめられる子といじめる子の関係だけでなく、周りで囃し立てる観衆と見て見ぬふりをする傍観者などの周囲の子どもたちの反応が大きく影響してくる。

2 未然防止に向けて

① 児童のいじめ防止に向けた主体的な活動～児童会等中心～

学級での民主的な話し合い活動。挨拶運動。児童朝礼での呼びかけ。学年・学級の枠を外した交流活動。奉仕活動等。

② 温かな人間関係を培う

教師の人権感覚を磨く。言葉遣い。師弟同行による共感的理解。教育相談の考え方を生かした接し方等。所属感、充実感、自己肯定感のもてる学級経営。

③ 道徳や特別活動を通して、生命尊重、個性の伸長、思いやり、規範意識や集団のあり方等について学習を深める。

- ④ SCの活用も含めた校内指導体制の確立と研修の充実。
- ⑤ 保護者との信頼関係を醸成し、情報を得やすくする。また、地域や外部機関との定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。

3 早期発見に向けて

- ① 児童との信頼関係を築き、児童の声を聴く
「先生は話をよく聴いてくれる」、「先生に相談すれば大丈夫」という信頼関係の醸成。その他、アンケート調査、生活ノート(日記)、個別面談等。
- ② 児童の普段の行動を注視する
友達関係、学級や他の集団内での立場・位置を調査・検査などで把握。
- ③ 保護者と情報を共有する
連絡ノート、電話・家庭訪問、個別面談等

4 早期解消に向けて

- ① いじめられている児童や保護者の立場に立ち、詳細な事実確認をする。
- ② 学級担任が一人で抱え込まないように、生徒指導委員会を中心に対策を練る。場合によってはSCをはじめ、専門家の指導・支援を受ける
- ③ 被害者の心身の保護を最優先し、解決へ向けての行動を起こす。
- ④ 加害者には、行為の善悪を理解させ、反省・謝罪させるとともに、保護者に対してもいじめ行為の卑劣さを理解させ、被害児童・保護者への謝罪を促す。
- ⑤ 法を犯す行為に対しては、早期に警察生活安全課に相談し、協力を求める。
- ⑥ いじめが一旦解決した後でも、双方の児童・保護者に対して継続的な情報交換を行い、3ヶ月は様子を観察し、継続がないようであれば解消する。
- ⑦ 校長は必要に応じ、全児童や全保護者に説明を行う。

5 いじめ解消に向けての組織体制

